

**設楽町高齢者福祉計画**

令和６年度～令和８年度

**令和６年３月**

# **目　次**

**第１章　計画の策定にあたって**

１　計画策定の背景 １

２　計画の位置づけ ３

３　計画の期間 ４

４　日常生活圏域 ４

**第２章　高齢者を取り巻く現状と課題**

１　高齢化の状況について ５

２　高齢者の実態や意向等について 12

**第３章　基本的な考え方**

１　基本理念 24

２　基本目標 25

**第４章　施策・事業の展開**

基本目標Ⅰ　健やかにいきいきと暮らせるまちづくり 28

施策１　健康づくり・介護予防活動の推進 28

施策２　自立支援活動の推進 31

施策３　生きがいづくり活動の促進 32

基本目標Ⅱ　住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるまちづくり 34

施策４　在宅医療・介護連携の推進 34

施策５　認知症施策の推進 36

施策６　安心生活支援の推進 38

基本目標Ⅲ　安心して介護サービスを利用できる地域づくり 42

施策７　介護保険事業との連携の推進 42

**第５章　計画の推進に向けて**

１　推進体制 44

２　進捗管理 44

**参考資料**

１　介護保険事業計画（東三河広域連合第９期介護保険事業計画）の概要 45

２　計画策定の経過 52

３　設楽町高齢者まちづくり会議 53

**第１章　計画の策定にあたって**

# １　計画策定の背景

## **高齢者を取り巻く環境の変化**

介護保険制度は、平成12（2000）年の創設から20年が経過し、サービスの利用者、提供事業者ともに増加し、介護が必要な高齢者やその家族の支えとなっています。

令和４（2022）年の10月1日の日本の高齢者人口（65歳以上人口）は3,624万人と増加が続き、減少が続く総人口（1億2,495万人）に占める割合（高齢化率）は29.0％となりました。このうち、75歳以上の後期高齢者の人口は1,936万人と、総人口に占める割合が15.5％に達しています。団塊の世代が75歳以上となる令和７（2025）年、さらには、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、人口減少がさらに進み、生産年齢人口（15から64歳までの人口）の減少が加速し、高齢化率の上昇が続くものと予測されています。

こうした高齢化の急速な進展に伴い、地域社会において高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加と孤立化、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、介護現場を支える人材の不足とそれに伴うサービスの低下、高齢者虐待の危険性、大規模災害や新型コロナウイルスをはじめとする感染症などへの対応が課題となっています。

こうした課題に対応し、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活をおくるため、限りある社会資源を効率的、効果的に活用しながら、介護や介護予防、医療、住まい、日常生活支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」といいます。）の整備が求められています。「地域包括ケアシステム」については、平成23（2011）年の「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においてそれを構築し、平成29（2017）年の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においてそれを深化・推進していくことが示されました。「地域包括ケアシステム」の深化・推進は、高齢者のみならず、誰もが生きがいを持ちながら、安心して暮らせる地域をともに創り、高め合う「地域共生社会」の実現につながるものです。

## **東三河広域連合の設立と介護保険事業の運営**

設楽町をはじめ周辺の市町村においては、介護保険制度が開始されて以降、各市町村が保険者となり、３年を１期とする介護保険事業計画を策定し、介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。

その後、日本の人口が減少に転じ、高齢化が一層進み、地方においてそうした状況が顕著になってくると、まちづくりをより効率的かつ効果的に進めるため、市町村が団結して取り組む「広域連携」が求められるようになりました。

そこで、東三河地域においては、「東三河はひとつ」を合言葉に、誰もが安心して暮らせる地域の実現をめざし、設楽町のほか７市町村が連携し、東三河広域連合を設立しました。そして、平成30年４月から、東三河広域連合が保険者となり、３年を１期とする介護保険事業計画を策定し、東三河地域における介護保険事業の運営を開始しました。

## **設楽町の取り組み**

東三河広域連合における介護保険事業の運営開始以降、広域連合を構成する市町村においては、広域連合が策定する介護保険事業計画と一体性を確保しつつ、老人福祉計画を策定し、老人福祉事業等のほか、介護保険に関する相談や地域支援事業を実施するなど、「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んでいくこととなりました。

そのため、本町においては、東三河広域連合の介護保険事業計画の策定に合わせ、３年ごとに「設楽町高齢者福祉計画」を策定し、高齢者福祉施策の推進に努めています。

このたび、東三河広域連合の「第９期介護保険事業計画」の策定に合わせ、当該計画との一体性を確保しつつ、高齢者福祉施策の推進を図るため、令和６年度から３年間の「設楽町高齢者福祉計画」を策定します。

# ２　計画の位置づけ

老人福祉法第20条の８に基づく市町村老人福祉計画として、東三河広域連合が策定する介護保険事業計画と一体性を持ちつつ、本町における老人福祉事業等の量や確保策などを示す計画です。

なお、東三河広域連合が策定する介護保険事業計画に示される地域支援事業等については、本町が実施する事業等を含むことから、この計画ではこれらの事業等についても含むものとします。

また、この計画は、本町の総合計画をはじめ、障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、地域防災計画などの本町の関連計画や北設楽郡地域公共交通計画などと連携を図りつつ、策定し、推進していきます。

# ３　計画の期間

東三河広域連合が策定する「第９期介護保険事業計画」の期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間となります。そのため、この計画の期間も、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

図表１－１　計画の期間

＜令和７年までの見通し＞

＜令和22年までの見通し＞

介護保険事業計画

東三河広域連合

（第８期）

令和３年度

～令和５年度

（第７期）

平成30年度

～令和２年度

第９期計画

令和６年度

～令和８年度

第８期計画

令和３年度

～令和５年度

第７期計画

平成30年度

～令和２年度

**設楽町高齢者福祉計画**

（第９期）

令和６年度

～令和８年度

令和７年

令和22年

団塊世代が75歳に

団塊ジュニア

世代が65歳に

# ４　日常生活圏域

日常生活圏域は、人口や地理的条件、住民の生活形態、地域づくりの活動単位を総合的に勘案して定める圏域であり、「地域包括ケアシステム」を構築する基礎単位となります。

東三河広域連合の「第９期介護保険事業計画」に合わせ、引き続き、本町全域を１圏域として設定し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることとします。

**第２章　高齢者を取り巻く現状と課題**

# １　高齢化の状況について

## **高齢者人口の推移と将来推計**

本町の総人口は、令和４年10月１日現在、4,373人で、これを年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者人口が2,246人、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が1,818人、14歳以下の年少人口が309人と、いずれも減少傾向にあり、今後も減少が見込まれています。

なお、65歳以上の高齢者のうち、65歳以上75歳未満の前期高齢者が902人、75歳以上の後期高齢者が1,344人で、今後、前期高齢者数は減少が続くものの、後期高齢者数は横ばいで推移するものと見込まれています。

図表２－１　人口の推移と将来推計（各年10月１日）

↓

推計値

年齢階層別人口を総人口に占める構成比でみると、高齢者人口が占める割合（高齢化率）は、令和２年に50％に達しており、今後、令和８年には53.3％、団塊ジュニアの世代が高齢期を迎える令和22年には若干低下するものの52.8％と予測されています。

図表２－２　人口構成比の推移と将来推計（各年10月１日）

↓

推計値

※図表２－１・２－２とも、令和４年までは住民基本台帳、令和５年からは東三河広域連合の推計（住民基本台帳からコーホート要因法により推計）をもとに作成

## **高齢者世帯数の推移と将来推計**

本町の総世帯数は、令和４年10月１日現在、1,827世帯と減少しており、今後も減少が続くと見込まれています。

なお、このうち、高齢者単独世帯数は384世帯と増加している一方、高齢者夫婦世帯数は387世帯と減少していますが、今後は、いずれも減少すると見込まれています。

図表２－３　世帯数の推移と将来推計（各年10月１日）

↓

推計値

高齢者単独世帯数や高齢者夫婦世帯数を総世帯数に占める構成比でみると、今後は、横ばいで推移するものと予測されています。

図表２－４　世帯構成比の推移と将来推計（各年10月１日）

↓

推計値

※図表２－３・２－４とも、平成27・令和２年は国勢調査、令和４年は住民基本台帳、令和５年からは東三河広域連合の推計（人口推計をもとに世帯主率法により推計）をもとに作成

## **65歳以上の要介護・要支援認定者数の推移と将来推計**

本町の65歳以上の要介護・要支援認定者数は、令和４年９月末時点で541人と、令和３年より減少しましたが、今後は、横ばいで推移するものと見込まれています。

なお、このうち、前期高齢者が36人、後期高齢者が505人となっており、今後、いずれも横ばいで推移するものと見込まれています。

図表２－５　65歳以上の要介護・要支援認定者数の推移と将来推計（各年９月30日）

↓

推計値

65歳以上の高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合「要介護・要支援認定率」をみると、令和４年９月末時点の24.1％から、令和８年には24.7％となり、団塊ジュニアの世代が高齢期を迎える令和22年には29.7％と予測されています。

図表２－６　65歳以上の要介護・要支援認定率の推移と将来推計（各年９月30日）

↓

推計値

65歳以上の要介護・要支援認定者を要介護・要支援度別構成比でみると、令和４年９月末時点で、要支援１が19.6％と最も高く、次いで、要介護１が17.0%となっています。この傾向は、今後も続くものと予測されています。

図表２－７　65歳以上の要介護・要支援度別認定者構成比の推移と将来推計（各年９月30日）

↓

推計値

※図表２－５・２－６・２－７とも、令和４年までは実績、令和５年からは東三河広域連合の推計をもとに作成

# ２　高齢者の実態や意向等について

## **調査の概要**

東三河広域連合において、「第９期介護保険事業計画」を策定するにあたり、高齢者の実態や意向等を把握するため、令和４年８月に「高齢者ニーズ調査」を実施しました。

ここでは、これらの調査結果から、本町の要介護・要支援認定者以外の高齢者の生活の実態や意向等をみていきます。

図表２－８　「高齢者ニーズ調査」の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 調査対象 | 要介護・要支援等の認定を受けていない65歳以上の東三河地域在住の高齢者 |
| 調査方法 | 住民基本台帳より無作為抽出し、郵送により調査票を配布・回収 |
| 調査期間 | 令和４年８月１日～22日 |
| 配　布　数 | 15,000（350） |
| 有効回答数 | 10,713（280） |
| 有効回答率 | 71.4％（80.0％） |

※（　）内は本町分。

## **回答者の属性**

図表２－９　性別

図表２－10　年齢

## **健康状況について**

①運動機能の状況

運動機能が低下している高齢者（「該当者」）は10.8％で、東三河全体（10.5％）とほぼ同程度になっています。

|  |
| --- |
| ※以下の５項目中、３項目以上の該当者（いずれかの項目が無回答の場合は除く）  ・階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか。→「できない」  ・イスに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。→「できない」  ・15分位続けて歩いていますか。→「できない」  ・過去１年間に転んだことがありますか。→「何度もある」「１度ある」  ・転倒に対する不安は大きいですか。→「とても不安である」「やや不安である」 |

図表２－11　運動機能低下者

また、転倒リスクのある高齢者（「該当者」）は35.9％で、東三河全体（30.0％）に比べて５ポイント以上高くなっています。

|  |
| --- |
| ※以下の５項目で６点以上の該当者（いずれかの項目が無回答の場合は除く）  ・過去１年間に転んだことがありますか。→「何度もある」「１度ある」＝５点  ・背中が丸くなってきましたか。→「とても丸くなった」「やや丸くなった」＝２点  ・以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか。  →「とても遅くなった」「やや遅くなった」＝２点  ・杖を使っていますか。→「いつも使っている」「たまに使っている」＝２点  ・現在、医師の処方した薬を何種類飲んでいますか。→「５種類以上」＝２点 |

図表２－12　転倒リスク者

②口腔機能の状況

口腔機能が低下している高齢者（「該当者」）は20.7％で、東三河全体（20.8％）とほぼ同程度になっています。

|  |
| --- |
| ※以下の３項目中、２項目以上の該当者（いずれかの項目が無回答の場合は除く）  ・半年前に比べてさきいか、たくあんなどの固いものが食べにくくなりましたか。→「はい」  ・お茶や汁物などでむせることがありますか。→「はい」  ・口の渇きが気になりますか。→「はい」 |

図表２－13　口腔機能低下者

また、低栄養状態にある高齢者（「該当者」）は2.0％とわずかで、東三河全体（2.0％）と同程度になっています。

|  |
| --- |
| ※以下の２項目の該当者（いずれかの項目が無回答の場合は除く）  ・身長と体重を整数（小数点以下第一位四捨五入）でお書きください。  →「ＢＭＩ【体重(kg)÷（身長(m) ×身長(m)）】＜18.5」  ・６か月間で２～３kg以上の体重減少がありましたか。→「はい」 |

図表２－14　低栄養状態者

③認知機能の状況

認知機能が低下している高齢者（「該当者」）は26.7％で、東三河全体（29.8％）に比べて若干低くなっています。

|  |
| --- |
| ※以下の３項目中、１項目以上の該当者（いずれかの項目が無回答の場合は除く）  ・周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるといわれますか。→「はい」  ・今日が何月何日かわからない時がありますか。→「はい」  ・自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか。→「できない」 |

図表２－15　認知機能低下者

④こころの健康の状況

うつ傾向にある高齢者（「該当者」）は40.6％で、東三河全体（42.1％）と同程度になっています。

|  |
| --- |
| ※以下の５項目中、２項目以上の該当者（いずれかの項目が無回答の場合は除く）  ・毎日の生活に充実感がない。→「はい」  ・これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった。→「はい」  ・以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる。→「はい」  ・自分が役に立つ人間だと思えない。→「はい」  ・わけもなく疲れたような感じがする。→「はい」 |

図表２－16　うつ傾向者

⑤閉じこもりの状況

閉じこもり傾向にある高齢者（「該当者」）は27.3％で、東三河全体（16.5％）に比べて10ポイント以上高くなっています。

|  |
| --- |
| ※以下の１項目の該当者（いずれかの項目が無回答の場合は除く）  ・外出はしていますか。→「ほとんど外出しない」「週１回」 |

図表２－17　閉じこもり傾向者

⑥虚弱の状況

虚弱傾向にある高齢者（「該当者」）は5.7％で、東三河全体（6.8％）と同程度になっています。

|  |
| --- |
| ※基本チェックリストの25項目中、こころの健康に関する５項目を除いた20項目において10項目以上が該当の該当者（いずれかの項目が無回答の場合は除く）  ※これまでの項目以外の項目は以下のとおり  ・昨年と比べて外出の回数が減っていますか。→「とても減っている」「減っている」  ・友人の家を訪ねていますか。→「いいえ」  ・家族や友人の相談にのっていますか。→「いいえ」  ・バスや電車を使って１人で外出していますか（自家用車でも可）。  →「できるけどしていない」「できない」  ・自分で食品・日用品の買い物をしていますか。→「できるけどしていない」「できない」  ・自分で預貯金の出し入れをしていますか。→「できるけどしていない」「できない」 |

図表２－18　虚弱傾向者

## **介護の状況と予防について**

①介護・介助の状況

「何らかの介護を受けている」高齢者は2.1％とわずかですが、「何らかの介護・介助が必要」な高齢者（6.4％）と合わせると10％弱あり、東三河全体（10.3％）とほぼ同程度になっています。

図表２－19　介護・介助の状況

②介護予防のための通いの場への参加状況

介護予防のための通いの場に年数回以上「参加している」高齢者は4.7％とわずかで、東三河全体（2.1％）とほぼ同程度になっています。

転倒リスクのある高齢者や閉じこもり傾向にある高齢者の割合が比較的高いことから、介護予防への意識の向上や取り組みを促すための啓発が必要です。

図表２－20　介護予防のための通いの場への参加状況

③「フレイル」への意識

「フレイル」とは、健康な状態と要介護の状態の間で、運動機能や認知機能の低下が見られる状態のことです。介護予防に向けて、まずは、この「フレイル」予防への意識を高めていく必要があります。

「フレイル」について、「よく知っている」高齢者は10.7％にとどまっていますが、「言葉は聞いたことはある」高齢者（29.6％）と合わせると40.4％に及び、東三河全体（34.9％）に比べて５ポイント程度高くなっています。

図表２－21　「フレイル」の認知度

## **介護等の意向について**

①介護が必要となったときの意向

介護が必要な状態になったときに介護を受けたい場所は、介護施設などの「施設」が57.1％と、自宅や家族の家などの「在宅」（36.1％）を大きく上回っており、「施設」と「在宅」が同程度の東三河全体とは異なっています。

図表２－22　介護が必要な状態になったときに介護を受けたい場所

②人生の最後を迎えるときの意向

一方、人生の最後を迎えたい場所としては、「介護施設」が2.5％とわずかとなっており、「自宅や家族の家」が55.4％と最も高くなっています。これらを東三河全体と比べても大きな差異はみられません。

図表２－23　人生の最後を迎えたい場所

③成年後見制度への意識

成年後見制度とは、認知症の高齢者や知的・精神障害のある人など、判断能力が十分でない成人の財産管理や日常生活上の援助を親族や専門家（弁護士、司法書士）などが行う制度のことです。

成年後見制度について、詳しくまたは概要でも「知っている」高齢者は32.8％となっていますが、「名前は聞いたことがある」高齢者も同程度（32.5％）いる状況です。これらを東三河全体と比べても大きな差異はみられません。

図表２－24　成年後見制度の認知度

今後とも、成年後見制度の周知を図り、各種在宅サービスとともに利用を促すことにより、「自宅や家族の家」で必要に応じて介護を受け、人生の最後を迎えられるよう、安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

## **支え合いや助け合いの状況について**

①ボランティアグループへの参加状況

ボランティアグループに年数回以上「参加している」高齢者は23.2％で、東三河全体（10.6％）に比べて10ポイント以上高くなっています。

図表２－25　ボランティアグループへの参加状況

②手助けや活動への意向

ほかの人に対し、「すでに手助けや活動をしている」高齢者は19.6％で、東三河全体（7.3％）に比べて10ポイント以上高くなっています。一方、「ぜひ手助けや活動をしたい」と「できれば手助けや活動をしたい」、「有償の手助けや活動であればしてみたい」を合わせた《今後手助けや活動をしてみたい》は18.9％で、東三河全体（18.0％）とほぼ同程度になっています。

図表２－26　手助けや活動への意向

長年、町民が主体となって介護予防活動に取り組んできたことにより、ボランティア活動を始め、支え合いや助け合いが進んでいます。引き続き、こうした地域の特色を生かし、高齢者の自立支援に資する活動の継続を図るためには、《今後手助けや活動をしてみたい》人を増やしていくことが重要となります。

## **移動に関する支援ついて**

①自動車運転免許証の自主返納の意向

自動車運転免許証の自主返納を「考えていない」高齢者は56.2％で、東三河全体（48.7％）に比べて５ポイント以上高くなっています。

図表２－27　自動車運転免許証の自主返納の意向

②自動車運転免許証の自主返納を進めるために必要な支援

自動車運転免許証の自主返納を進めるために必要な支援としては、設楽町、東三河全体とも、「地域における電車やバス等の公共交通機関の整備」の割合が最も高くなっていますが、設楽町では同率（48.9％）で「買物宅配サービスの充実」も高く、東三河全体（32.7％）に比べて15ポイント以上高くなっています。また、次に高い「医師や看護師等による巡回サービスの充実」（39.3％）も、東三河全体（27.3％）に比べて10ポイント以上高くなっています。

移動手段の確保とともに、地域の特性を考慮し、自宅等でも安心して生活を続けられるための支援に取り組む必要があります。

図表２－28　自動車運転免許証の自主返納を進めるために必要な支援

**第３章　基本的な考え方**

# １　基本理念

本町の高齢化率は、今後やや上昇し、団塊の世代が75歳以上となる令和７年に52.7％、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる令和22年には52.8％と予測されています。とりわけ、75歳以上の後期高齢者は、令和７年に34.3％、令和22年には37.6％に上昇するとされ、超高齢社会が続くことになります。

こうした高齢化の進展に対応するためには、これまでの「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者のみならず、誰もが生きがいを持ちながら、安心して元気に暮らせるまちをともにつくり、支え合っていく必要があります。

したがって、この計画においても、これまでの基本理念を継承し、健やかで安心して元気に暮らせるまちの実現をめざします。

**健やかで安心して元気に暮らせるまち**

# ２　基本目標

**基本目標Ⅰ　健やかにいきいきと暮らせるまちづくり**

高齢者が、住み慣れた地域において、いつまでも健康で自立した暮らしをおくることができるよう、健康づくりやフレイル対策などの介護予防活動を推進するとともに、高齢者一人ひとりの状態に応じた多様なサービスが提供されるよう、自立支援活動の推進に取り組みます。また、高齢者が、これまでの知識、経験、技術などを生かし、生きがいを感じられる充実した暮らしをおくることができるよう、高齢者が様々な活動等に参加しやすい環境づくりを推進することにより、地域における支え合いを促進します。

* **基本目標Ⅰを推進する施策**

施策１　健康づくり・介護予防活動の推進

施策２　自立支援活動の推進

施策３　生きがいづくり活動の促進

**基本目標Ⅱ　住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるまちづくり**

高齢者が、介護が必要になっても、認知症になっても、できる限り住み慣れた場所で本人の意思が尊重された生活をおくることができ、介護する家族も安心、安定した日常生活をおくることができるよう、地域で高齢者の生活を支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

* **基本目標Ⅱを推進する施策**

施策４　在宅医療・介護連携の推進

施策５　認知症施策の推進

施策６　安心生活支援の推進

**基本目標Ⅲ　安心して介護サービスを利用できる地域づくり**

高齢者が、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう、必要な介護サービスを円滑に利用できる体制づくりに向け、本人やその家族の意思が尊重された相談支援の充実に取り組むとともに、東三河広域連合と連携し、介護サービス基盤の充実を図ります。

* **基本目標Ⅲを推進する施策**

施策７　介護保険事業との連携の推進

図表３－１　設楽町における高齢者福祉の施策体系

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **基本理念** | **基本目標** | **施　　策** |
| **健やかで安心して元気に暮らせるまち** | **基本目標Ⅰ**  健やかにいきいきと暮らせるまちづくり | １　健康づくり・介護予防活動の推進 |
| ２　自立支援活動の推進 |
| ３　生きがいづくり活動の促進 |
| **基本目標Ⅱ**  住み慣れた場所で安心して　暮らし続けられるまちづくり | ４　在宅医療・介護連携の推進 |
| ５　認知症施策の推進 |
| ６　安心生活支援の推進 |
| **基本目標Ⅲ**  安心して介護サービスを利用できる地域づくり | ７　介護保険事業との連携の推進 |

|  |
| --- |
| **東三河広域連合における介護保険事業の円滑な運営** |

**第４章　施策・事業の展開**

**基本目標Ⅰ　健やかにいきいきと暮らせるまちづくり**

## **施策１　健康づくり・介護予防活動の推進**

健康で自立した暮らしをおくるためには、日々の健康管理や健康づくりはもとより、「フレイル」（健康な状態と要介護の状態の間で運動機能や認知機能の低下が見られる状態）や介護が必要な状態にならないよう、予防や悪化の防止に取り組むことが重要です。

今後の高齢化の進展に対応するため、引き続き、健康づくりの支援に努めるとともに、住民主体による介護予防活動など、身近な場所や個々のライフスタイルに合わせて気軽に参加できる環境づくりを推進するなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

* **施策１を推進する事業等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 1 | 健康に関する広報・啓発活動 | 生活習慣病予防などの健康に関する情報について、毎月「広報したら」に健康情報「けんこう列車」を掲載します。 | 保健センター |
| 2 | 健康講話 | 健康増進に関する知識を普及するため、住民組織・団体等の依頼に応じ、保健師が地区に出向いて健康講話を行います。 | 保健センター |
| 3 | 一般健康相談 | 保健師、管理栄養士が食事や運動などの生活習慣に関する相談を随時実施します。 | 保健センター |
| 4 | こころの健康相談 | 臨床心理士による心身の健康に関する個別相談を年12回実施します。 | 保健センター |
| 5 | 訪問指導 | 家庭を訪問し、心身の健康に関する相談に応じます。 | 保健センター |
| 6 | 食事・栄養相談 | 生活習慣病予防、重症化予防などのため、食事・栄養に関する相談を月２回実施します。 | 保健センター |
| 7 | 各種健康づくり教室 | 生活習慣の改善方法や健康増進に関する知識を身につけることができるよう、医師や健康運動指導士による指導など、生活習慣病予防教室を実施します。 | 保健センター |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 8 | 女性の健やか応援教室 | 女性を対象に、健康づくりの知識を学び、家族の健康に役立てるための講座を実施します。 | 保健センター |
| 9 | 男性の健康づくり講座「おやじの料理俱楽  部」 | 男性を対象に、食の自立と、健康づくりへ関心を高めるため、健康づくり講座を実施します。 | 保健センター |
| 10 | 特定健診・特定保健指導 | 設楽町国民健康保険に加入する40歳から74歳までの町民を対象に、生活習慣病の早期発見・予防を目的に特定健診を実施します。健診の結果、生活習慣の改善が必要な人には、管理栄養士や保健師による特定保健指導を実施します。 | 町民課  保健センター |
| 11 | 後期高齢者健診 | 後期高齢者医療の加入者を対象に、生活習慣病の早期発見・予防を目的に実施します。 | 町民課  保健センター |
| 12 | がん検診 | 18歳以上の町民で、職場等で検診を受ける機会のない人を対象に、がんの早期発見・予防のため、各種がん検診を実施します。 | 保健センター |
| 13 | 骨粗しょう症検診 | 骨粗しょう症の早期発見、予防のため、女性を対象に骨粗しょう症検診を実施します。 | 保健センター |
| 14 | 歯周疾患検診 | 歯周疾患の予防と治療、口腔に関する知識の普及のため、20・25・30・35・40・50・60・70・76歳の人を対象に、歯周疾患検診を実施します。 | 保健センター |
| 15 | いきいきしたら計画の推進 | 生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、子どもから高齢者まですべての町民を対象に、食事や運動などの健康づくりや、睡眠、心の健康など各種健康づくり活動を実践します。 | 保健センター |
| 16 | インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン接種の補助 | 高齢者の感染症を予防するため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種に対して助成を行い、健康増進に努めます。 | 保健センター |
| 17 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 | フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細かな保健事業を実施するため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から、保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。 | 町民課  保健センター |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 18 | 介護予防把握事業 | 基本チェックリストを実施し、何らかの支援が必要な高齢者の把握をします。支援が必要な高齢者には、介護予防のための通いの場への参加を促進するなど、支援につなげていきます。 | 町民課 |
| 19 | 介護予防活動の推進 | 高齢者同士の介護予防等の助け合い活動を一層推進するため、住民団体等が行う地域の実情に合わせた介護予防等に資する多様な活動に対して活動費を助成します。また、専門職と連携して活動の効果等についてＰＲするとともに、活動に参加するための移動手段の確保を図るなど、さらなる活動の活性化に取り組みます。 | 町民課 |
| 20 | 介護予防活動団体情報交換会 | 介護予防活動等を実施する住民団体を対象に、団体同士の情報交換、介護予防情報提供等を目的に、高齢者相談センターにおいて開催します。 | 町民課 |
| 21 | 介護予防活動団体への講師派遣 | 介護予防活動を実施する住民団体の支援や介護関係事業所の地域連携を推進することを目的に、各団体からの依頼に応じて、介護関係事業所の職員を業務に支障のない範囲で派遣し、講演（原則無料）を行います。 | 町民課 |

* **主要事業等の量の見込み**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 実績 | | | 計画（見込み） | | |
| R3年度 | R4年度 | R5年度  (見込み) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 18.基本チェックリスト実施者数（人／年） | 9 | 13 | 18 | 25 | 30 | 35 |
| 19.介護予防活動団体等支援件数（件／年） | 15 | 18 | 19 | 21 | 23 | 25 |

## **施策２　自立支援活動の推進**

高齢者一人ひとりの心身の状態に応じた多様なサービスを提供していくためには、元気な高齢者をはじめ、地域住民が担い手として参加する住民主体の活動やＮＰＯ法人など、多様な主体が活動できるよう、生活支援コーディネーターを始めとする様々な関係者が連携し、地域における支援体制の整備を進めていく必要があります。

今後の高齢化の進展に対応するため、地域の多様な主体の連携を推進し、協議体や地域ケア会議を通じて、地域の実情に即した自立支援活動を一層推進します。

* **施策２を推進する事業等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 22 | 生活支援体制整備事業 | 地域における困りごとや支え合いの活動などを把握し、支援につなげるなどして困りごとを解決する役割を担う生活支援コーディネーターを配置するとともに、協議体を通じて地域の多様な主体の連携を推進し、高齢者をはじめとする住民参加による、生活支援・介護予防の体制の充実を図ります。 | 町民課 |
| 23 | 地域ケア会議等の開催 | 地域ケア会議では、高齢者が住みなれた地域で暮らしていけるよう、各地区の課題について地域性を考慮しながら、高齢者相談センターを中心に介護、保健、医療等の多職種で検討します。認知症総合支援事業、在宅医療介護連携推進事業等の対象者についても、個別検討会議で検討します。 | 町民課 |
| 24 | 介護予防・生活支援サービス事業 | 高齢者の社会参加の促進と生きがいづくりによる介護予防を推進するため、引き続き多様な主体によるサービスの提供体制の整備を図ります。 | 町民課 |

* **主要事業等の量の見込み**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 実績 | | | 計画（見込み） | | |
| R3年度 | R4年度 | R5年度  (見込み) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 22.協議体開催回数（回／年） | 1 | 7 | 8 | 10 | 12 | 14 |
| 23.地域ケア会議開催回数（回／年） | 3 | 1 | 4 | 4 | 5 | 6 |

## **施策３　生きがいづくり活動の促進**

人口が減少し、高齢化が進むことで、まちづくりや地域づくりの担い手の確保はますます難しくなっています。こうした状況の中、豊富な知識、経験、技術などを持った元気な高齢者の活躍が求められています。また、高齢者も、働く意欲や生きがいを持ち、さらに、支え合っているという実感を抱きながら活動することにより、心豊かに充実した生活をおくることができます。

そのため、高齢者の就労機会の確保に向け、シルバー人材センター等と連携して取り組むとともに、生きがいづくりや健康づくり、地域づくりなどの機会の充実と情報の提供に努め、地域の支え合いを推進する担い手としての元気な高齢者の社会参加を一層促進します。

* **施策３を推進する事業等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 25 | シルバー人材センターへの支援 | 健康で働く意欲のある高齢者が健康や生きがいを求めて、その持っている豊かな経験や能力を生かして働くことにより、地域社会に寄与するため、設楽町シルバー人材センターの運営費を補助します。  〈設楽町シルバー人材センター事業〉  ・就業機会の開拓と提供に関する事業  ・組織の強化と充実に関する事業  ・会員の就業と安全対策の強化に関する事業  ・就業機会の開拓と提供に関する事業  ・組織の強化と充実に関する事業  ・会員の就業と安全対策の強化に関する事業 | 町民課 |
| 26 | 老人クラブ等への支援 | 老人クラブ連合組織と単位老人クラブ間の連携、高齢者福祉の増進に寄与することを目的に、郡内３町村の負担率に応じて、老人クラブ連合会に対し、補助金を交付します。高齢者の生きがい、健康の増進、社会活動の促進を図り、地域の発展に寄与することを目的に、地区老人クラブに対して補助金を交付します。 | 町民課 |
| 27 | 地域づくり活動への参加促進 | 介護予防団体活動を通じて、地域コミュニティにおける人的資源を発掘・育成します。 | 町民課 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 28 | とことんふるさとウォーキングの開催 | ウォーキングによる健康増進や地域住民同士の交流を目的として、町内在住・在勤者を対象に、年１回（３月）に町内外での山登りなどのウォーキングを開催します。 | 教育委員会 |
| 29 | グラウンドゴルフ大会の開催 | 気軽にグラウンドゴルフを楽しみながら、様々な地域・世代との交流を深めることを目的に、毎年体育の日に開催します。 | 教育委員会 |
| 30 | 地区敬老事業交付事業 | 満77・88歳の高齢者に祝品を贈ります。また、敬老会を実施する地区には敬老事業交付金を交付します。 | 町民課 |
| 31 | 敬老金等支給事業 | 数え年100歳以上の高齢者に対し、祝品を支給します。 | 町民課 |

* **主要事業等の量の見込み**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 実績 | | | 計画（見込み） | | |
| R3年度 | R4年度 | R5年度  (見込み) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 25.シルバー人材センター登録者数（人／年） | 129 | 129 | 130 | 130 | 125 | 125 |
| 26.老人クラブ加入者数（人／年） | 776 | 661 | 579 | 500 | 450 | 400 |

**基本目標Ⅱ　住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるまちづくり**

## **施策４　在宅医療・介護連携の推進**

住み慣れた自宅等で安心して暮らし続けるためには、介護サービスと在宅医療の連携が欠かせません。そこで、在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要に応じて、医療機関や介護事業所などと連携、調整を行うなど、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

* **施策４を推進する事業等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 32 | 地域の医療・介護の資源の把握 | 地域の医療機関、介護サービス事業者等の情報・機能等の把握を行います。把握した医療機関、介護事業者等と共有します。 | 町民課 |
| 33 | 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築 | 地域資源等を把握し、本町の地域包括ケアシステムにおける各職種の役割について確認し、本町に必要な資源について検討します。 | 町民課 |
| 34 | 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、現状と課題の抽出、対応策等の検討を行います。 | 町民課 |
| 35 | 医療・介護・福祉関係者等との情報共有 | 会議等を通じて、医療・介護・障害等福祉関係者の多職種連携推進の課題を検討します。東三河ほいっぷネットワーク（ＩＣＴシステム）を活用し、関係者間の連携を強化することにより、切れ目のないサービス提供をめざします。 | 町民課 |
| 36 | 在宅医療・介護連携に関する相談支援 | 退院時の医療機関と介護事業者等との連携調整など、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行います。 | 町民課 |
| 37 | 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 | 東三河ほいっぷネットワーク（ＩＣＴシステム）を活用し、東三河広域連合構成市町村と情報を共有し、広域内での介護サービスの利便性向上を図ります。 | 町民課 |
| 38 | 東三河北部医療圏地域医療対策協議会の開催 | 全国的に医師不足等が深刻化する中で、東三河北部医療圏における質の高い地域医療を将来にわたり安定的に供給できるシステムや仕組みを構築するため、東三河北部医療圏地域医療対策協議会を開催します。 | 町民課 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 39 | 医療・介護関係者の多職種研修 | 地域の医療･介護関係の連携強化を図るため、また、多職種の業務内容等をお互いに理解し、連携体制の推進を図るため、グループワーク等による研修を行い、支援がよりスムーズになるよう努めます。 | 町民課 |

* **主要事業等の量の見込み**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 実績 | | | 計画（見込み） | | |
| R3年度 | R4年度 | R5年度  (見込み) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 39.多職種研修会開催回数  （回／年） | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

## **施策５****認知症施策の推進**

認知症高齢者は、令和７年には、全国で約700万人となり、65歳以上の高齢者の約５人に１人に達すると見込まれ、東三河地域においても、２万人を超えると予測されています。認知症は、今では誰もが関わる可能性のある身近な病気となっています。

令和元年６月の認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく」という基本的な考え方が示されました。「共生」とは、「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる」、「認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味であり、「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味しています。また、具体的な施策として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開が掲げられました。

さらに、令和５年６月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。この法律は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、市町村に対し、その実情に即した「市町村認知症施策推進計画」の策定に努めるよう求めています。

本町においては、この法律の制定に先立ち、令和４年３月に、「設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例」を制定しました。この条例では、認知症の予防はもとより、認知症になっても住み慣れた環境の中で安心して暮らすことができるよう、認知症に対する正しい知識の普及を図るための認知症サポーターの養成や認知症の人とその家族への支援等に取り組むこととしています。引き続き、認知症になっても安心して暮らすことのできるまちの実現をめざし、「設楽町認知症施策推進計画」として、この施策５において認知症施策の推進を掲げ、取り組みの一層の推進を図ります。

* **施策５を推進する事業等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 40 | 認知症ケアパスの活用 | 認知症の在宅支援に係る医療や介護サービスの情報を体系的に整理し、状態に応じた適切なサービスの標準的な情報の提供を推進します。また、認知症施策に関する情報発信のため、広報やホームページの充実を図り認知症ケアパスの普及に努めます。 | 町民課 |
| 41 | 認知症初期集中支援推進事業 | 認知症初期集中支援チームを設置し、医療や介護のサービスにつながっていない人を医療や介護サービスにつなげるとともに、専門職が連携して本人や家族を支援します。 | 町民課 |
| 42 | 認知症地域支援推進員の配置 | 認知症地域支援推進員を配置し、地域に応じた認知症対策を検討します。 | 町民課 |
| 43 | 介護予防活動団体等への支援 | 高齢者同士の介護予防等の助け合い活動を推進するため、住民団体等が行うロコモ予防体操教室等に資する活動に対して活動費を助成します。 | 町民課 |
| 44 | 認知症サポーター養成講座 | 認知症の人やその家族を支える認知症サポーターの養成講座を町内の小中学校において開催します。今後は、地域住民も対象に開催するとともに、サポーターが地域で活躍できるよう、ステップアップ講座（資質向上研修）の実施やサポーター同士のつながりの機会を創出し、チームオレンジの活動につながるよう、取り組みます。 | 町民課 |
| 45 | 認知症カフェへの支援 | 認知症の人やその家族等が気軽に交流でき、相互に理解を深めることができる認知症カフェの開設・運営を支援します。 | 町民課 |

* **主要事業等の量の見込み**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 実績 | | | 計画（見込み） | | |
| R3年度 | R4年度 | R5年度  (見込み) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 44.認知症サポーター養成者数  （人／年） | 5 | 0 | 0 | 5 | 10 | 10 |
| 45.認知症カフェの開催カ所数（カ所／年） | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 |

## **施策６　安心生活支援の推進**

介護が必要になったり、認知症になっても、できる限り住み慣れた自宅等での生活を続けられるようにするため、介護サービスを利用したとしても、家族への支援は必要となります。そのため、家族介護者養成研修の開催やレスパイト支援などにより、家族介護者の負担の軽減を図ります。

また、できる限り住み慣れた自宅等での生活を続けられるようにするため、食や住まい、外出や移動の手段など、安全・安心な生活基盤が確保されていることが重要です。とりわけ、自然災害や事件・事故の発生時における支援が必要な高齢者の援護は課題となっています。そのため、生活にかかわる様々な困りごとに対する支援を実施するとともに、高齢者の権利擁護に取り組みます。

* **施策６を推進する事業等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 46 | 家庭介護者養成研修の開催 | 介護を担っている家族や介護・福祉に関心を持っている人を対象に、在宅での介護方法、介護予防や介護者の健康づくり等についての知識、技術の習得を目的とした教室を開催します。 | 町民課 |
| 47 | 在宅老人短期介護事業 | 虚弱高齢者とその家族の福祉の向上を図ることを目的に、当該高齢者等を一時的に養護老人ホーム宝泉寮にて介護します。 | 町民課 |
| 48 | ホームヘルパー派遣事業 | 日常生活を営むのに支障がある高齢者等のいる家庭に対し、ホームヘルパー派遣事業によりホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話を行い、高齢者等が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助します。 | 町民課 |
| 49 | 入浴サービス事業 | 在宅で寝たきりの状態にある介護保険非該当者や重度心身障害のある人に対し、入浴サービスを実施することにより、日常生活の便宜を図るとともに、その家族の身体的、精神的な苦労の軽減を図ります。 | 町民課 |
| 50 | 介護利用者負担額軽減措置事業 | 介護事業所が行う低所得入所者に対する利用料軽減事業に対し、補助金を支出します。 | 町民課 |
| 51 | 紙おむつ等支給事業 | 在宅で寝たきり状態の人を介護している町民に対し、経済的負担の軽減と在宅福祉の向上を図ることを目的に、紙おむつ等を支給します。 | 町民課 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 52 | 福祉医療費の支給（後期高齢者福祉医療） | 後期高齢者医療保険加入者で、母子家庭等医療費や障害者医療費、精神障害者医療費の受給資格者の医療費自己負担分（保険対象分に限る）を助成します。また、ひとり暮らしの町民税非課税者や公的年金が80万円以下の人、親族に扶養されていない人に対し、通院等（薬剤含む）の自己負担分 （保険対象分のみ）の半額を助成します。 | 町民課 |
| 53 | 民生委員・児童委員活動への支援 | 民生委員等による高齢者の見守り等の活動を支援するため、必要な情報の提供に努めます。 | 町民課 |
| 54 | 配食サービスの充実 | ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で調理や買い物が困難な人に、週５回、弁当を自宅まで配達し、あわせて安否確認を行います。 | 町民課 |
| 55 | 高齢者等ふれあいゴミ収集事業 | 高齢者や障害のある人等で構成するゴミ出しが困難な世帯に対し、ごみ収集場所等までの持ち込みを支援するとともに、本人の希望により声かけや見守り等を実施します。 | 町民課 |
| 56 | ゴミ出し等支援団体への助成 | ごみ出しが困難な一定の要件を満たす高齢者や障害がある人に対し、ごみ出し支援活動を行っている団体へ助成します。 | 町民課 |
| 57 | 緊急通報システム等設置利用助成事業 | 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報システム等を設置して急病や火災等の緊急時に迅速かつ適正に対応することができる体制を整備することにより、生活の安全確保と不安の解消を図ります。 | 町民課 |
| 58 | 養護老人ホーム宝泉寮の措置 | 概ね65才以上の日常生活がほぼ自立している高齢者で、経済的、家庭環境等の理由により、自宅で生活することが困難な人を対象に入所措置します。 | 町民課 |
| 59 | 生活短期宿泊事業 | 基本的生活習慣の欠如や対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対し、短期宿泊による生活習慣等の指導、体  調管理を行います。 | 町民課 |
| 60 | 生活支援サービス | 生活支援ハウス偕楽園の運営を社会福祉法人明峰福祉会へ委託し、概ね65歳以上のひとり暮らし、夫婦のみの世帯であって、高齢などのため孤立して生活することに不安のある人を対象に、各種事業を実施します。 | 町民課 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 61 | 福祉移送サービス事業 | 要支援・要介護認定を受けている人や身体障害者手帳を交付されている人で、自力で公共交通機関を利用して外出することが困難な人に対し、福祉車輌等を用いて送迎  を行います。シルバー人材センターへ委託した「移送サービス事業」と協定書を締結した町内のタクシー事業者に対し、タクシー料金の一部を補助する「タクシー運行補  助金」があります。 | 町民課 |
| 62 | サポート機能付き車両購入の補助 | 衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報システムなどにより安全運転を支援してくれる車両の購入に対し、条件に適合した場合、補助します。 | 町民課 |
| 63 | 避難行動要支援者対策 | 有事の際に迅速かつ適切な対応を可能とするとともに、日頃の見守り支援等地域の相互扶助活動に役立てることを目的に、災害時の避難等において地域や行政の援護が必要と想定される町民の必要な情報を整備します。対象は、要介護３～５の人または身体障害者手帳１・２級等の人です。 | 町民課  総務課 |
| 64 | 絆のバトン事業 | 救急や災害等の緊急時において、速やかに情報を把握するための救急医療キットとして、連絡先、主治医、常用薬等重要な医療情報を収納する「絆のバトン」を全世帯に配付します。 | 町民課 |
| 65 | 高齢者の権利擁護のための相談支援 | 高齢者相談センターにおいて、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談支援を行います。 | 町民課 |
| 66 | 成年後見に関する広報・啓発活動 | 成年後見制度等に関する情報について、権利擁護支援センターとともに、町民や関係機関に幅広く広報・啓発を行います。 | 町民課 |
| 67 | 成年後見に関する相談支援等 | 成年後見制度の利用の円滑化を図るため、権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度の利用に関する相談や申し立てに関する支援等を行います。 | 町民課 |
| 68 | 成年後見制度利用支援事業 | 認知症等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する際に、近親者等に申立人がいない場合、町が家庭裁判所に申し立てを行います。また、成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行い、安心して生活できるよう支援します。 | 町民課 |

* **主要事業等の量の見込み**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 実績 | | | 計画（見込み） | | |
| R3年度 | R4年度 | R5年度  (見込み) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 46.家庭介護者養成研修参加者数（人／年） | 0 | 6 | 5 | 18 | 18 | 18 |
| 47.在宅老人短期介護事業利用者数（人／年） | 10 | 16 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 51. 紙おむつ等支給件数（件／年） | 129 | 95 | 111 | 112 | 112 | 112 |
| 54. 配食サービス利用者数（人／年） | 1,199 | 1,298 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | 1,350 |
| 57. 緊急通報システム利用者数（人／年） | 36 | 27 | 22 | 20 | 18 | 16 |
| 58. 養護老人ホーム入所措置者数（人／年） | 29 | 28 | 28 | 29 | 29 | 29 |
| 59. 生活短期宿泊事業利用者数（人／年） | 466 | 343 | 401 | 403 | 403 | 403 |
| 61. 福祉移送サービス事業利用者数（人／年） | 302 | 255 | 250 | 230 | 215 | 200 |
| 68. 成年後見制度利用支援事業利用件数（件／年） | 3 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 |

**基本目標Ⅲ　安心して介護サービスを利用できる地域づくり**

## **施策７　介護保険事業との連携の推進**

介護予防や認知症予防等に取り組んだとしても、介護が必要になったり、認知症になることもあります。そうした場合でも、必要な介護サービスを円滑に利用し、できる限り住み慣れた地域で生活をおくることができる体制づくりが必要です。そのため、本人やその家族の意思が尊重された介護サービスを利用するための相談支援の充実に取り組むとともに、東三河広域連合と連携し、介護サービス基盤の充実を図ります。

* **施策７を推進する事業等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 69 | 高齢者相談センター事業（地域包括支援センター事業） | 介護予防ケアマネジメント事業や総合相談事業・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント支援事業等を実施し、高齢者への支援をします。高齢者相談センターでは、看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員、介護支援専門員の４職種によりこれらの業務を行います。 | 町民課 |
| 70 | 介護予防ケアマネジメント事業 | 介護予防が必要な人に対し、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能を目標とした介護予防ケアプランを作成します。要支援者と判定された高齢者を対象とする予防給付サービスの適切な提供と利用を促すとともに、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援などを目的とするサービスの実施を事業者に働きかけ、効果的な予防給付の実現に努めます。 | 町民課 |
| 71 | 総合相談事業 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、地域資源のネットワークを活用し、高齢者の実態把握や情報提供等の初期相談から、個別の支援計画策定など専門的・継続的な援助まで総合的な相談・支援を行います。 | 町民課 |
| 72 | 権利擁護事業 | 高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、権利擁護にかかる相談、成年後見制度を円滑に利用するため、情報提供、高齢者虐待予防ネットワークの活用などの支援を行います。 | 町民課 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名称 | 概要 | 担当 |
| 73 | 包括的・継続的マネジメント支援事業 | 高齢者相談センターにおいて実施する介護予防ケアマネジメント事業、介護予防支援、介護給付ケアマジメントの相互の連携を図るなど協働の体制づくりや困難事例に対する相談、助言を行います。 | 町民課 |
| 74 | 重層的支援の推進 | 属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施とともに、地域づくりを一体的に推進します。 | 町民課 |
| 75 | 心配ごと相談所 | 設楽町社会福祉協議会に委託し、田口・津具地区で、年各４回程度、心配ごと相談所を開催します。 | 町民課 |
| 76 | ケアマネジャー会議の開催 | ケアマネジャーの資質向上の支援や情報交換を活発化するネットワークの強化、高齢者相談センターを中心とするケアマネジメント支援体制の充実・強化を図るなど、利用者本位の視点に立つケアマネジメントの質の向上を図ります。 | 町民課 |
| 77 | 現任介護職員研修の開催 | 設楽町とその周辺地域において、高齢者・障害者福祉、介護に従事している職員を対象に、現任訓練を目的とした研修を開催します。 | 町民課 |
| 78 | 介護職員資格取得の支援 | 介護職員初任者研修課程終了者に研修の受講費用の一部を助成し、資格の取得の支援を行います。 | 町民課 |
| 79 | 東三河広域連合との連携強化 | 介護保険に関する町民の窓口として、介護保険事業が円滑に実施できるよう東三河広域連合との連携強化を図ります。 | 町民課 |

* **主要事業等の量の見込み**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 実績 | | | 計画（見込み） | | |
| R3年度 | R4年度 | R5年度  (見込み) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 71. 高齢者相談センター相談件数（件／年） | 185 | 167 | 160 | 170 | 170 | 170 |

**第５章　計画の推進に向けて**

# １　推進体制

高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に推進等するため、本町では、「設楽町高齢者まちづくり会議」を設置しています。設楽町高齢者まちづくり会議は、設楽町高齢者福祉計画の策定、進捗管理等について協議しています。そのため、福祉、保健、医療の関係機関、地域住民の代表者などにより構成し、幅広い意見の聴取に努めています。

この計画の推進にあたっては、設楽町高齢者まちづくり会議に高齢者福祉施策の進捗状況を報告等するとともに、関係部署や関係機関と連携し、さらには、町民との協働により、高齢者福祉施策の一層の推進を図ります。

# ２　進捗管理

「健やかで安心して元気に暮らせるまち」をめざし、この計画では、第４章において79の事業等を掲げ、そのうち19の事業等の見込量を示し、定期的に状況を把握し、検証、評価することとします。また、第２章に示したように、統計データやアンケート結果などにより、高齢者を取り巻く現状や課題を把握、検証し、施策・事業等の実施状況とあわせて分析するなどし、高齢者福祉施策の進捗管理を実施します。

なお、設楽町の高齢者福祉施策の進捗状況については、設楽町高齢者まちづくり会議に報告等するとともに、関係部署や関係機関とも進捗情報を共有します。

**参考資料**

# １　介護保険事業計画（東三河広域連合第９期介護保険事業計画）の概要

## **位置づけ**

この計画は、介護保険法第117条に基づき保険者である東三河広域連合が策定するもので、老人福祉法第20条の８に基づき構成市町村が策定する「老人福祉計画」（以下、「高齢者福祉計画」といいます。）との整合性を保つものとします。

なお、事業の展開にあたっては、構成市町村が策定する高齢者福祉計画と連携・調和を図るとともに、東三河広域連合の広域計画や総合戦略をはじめ、構成市町村の総合計画や愛知県の高齢者福祉保健医療計画とも整合性を図ります。

## **計画期間**

この計画は、令和６年度を初年度として、令和８年度までの３年間を計画期間とします。なお、団塊ジュニア世代の方がすべて65歳以上の前期高齢者となる令和22年を見据えた中長期的な視野に立って策定しています。

## **基本理念**

平成27年の東三河広域連合の設立以来、「東三河はひとつ」を合言葉に東三河８市町村が協力しながら広域的な視点に立った行政運営を行う中で、平成30年の第７期介護保険事業計画の運用開始に合わせ、東三河８市町村で介護保険者を統合し、令和３年に策定した第８期介護保険事業計画においても、第７期事業計画を継承し「いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現」を基本理念として掲げ、介護保険事業の効率的かつ効果的な運営に取り組んできました。

東三河広域連合では、国の方針を踏まえ、全住民が地域における高齢者支援の担い手として何らかの形で活動に参加できるような取り組みを推進する「全員参加」、高齢者を見守る社会に必要な人材の育成や意識の醸成に向けた取り組みを推進する「人材育成」、高齢者が切れ目なくサービスを受けるための多様な主体の連携によるサービス提供に向けた取り組みを推進する「連携促進」の３つの視点を基本とした「東三河版地域包括ケアシステム」により、高齢者等を包括的に支援する体制づくりを進めています。

第８期事業計画までの取り組みや東三河地域を取り巻く状況等を踏まえ、引き続き、「**いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現**」を基本理念として掲げます。

## **基本目標**

基本理念の実現に向け、以下の基本目標を定めます。

**基本目標１　だれもが健康でいきいきと暮らせる東三河**

東三河地域の高齢者等が生きがいをもって健康でいきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの心身の状態や希望に応じた介護予防、重度化防止のための活動、これまで培ってきた知識や経験をもとに地域で自分らしく活躍できる場や機会、仕組みづくりを推進します。また、住民同士が互いに助け合い支え合う仕組みづくりを進めることで、すべての住民が地域包括ケアシステムの担い手となり、年齢に関わらず誰もが地域で元気に暮らせる東三河をめざします。

**基本目標２　住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河**

支援を必要とする高齢者等やその家族に対し、希望に応じた適切なサービスやケアを提供することができるよう、医療分野と介護分野の専門職の連携や認知症者の尊厳を守る認知症施策の実施、要介護者の家族を支援する施策・事業の実施に取り組みます。また、地域包括ケアシステムの担い手となる住民の自助・互助に対する意識醸成や高齢者福祉、介護に携わる専門職の育成を進め、人生の最期まで住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河をめざします。

**基本目標３　充実した介護サービスを提供できる東三河**

介護を必要とする高齢者等に対し、心身の状態や希望に応じた支援、サービスを適切に提供することができるよう、持続可能な介護保険事業の運営やサービス提供体制の充実を図るとともに、介護人材の確保、定着のための取り組みを行います。また、東三河地域で高齢者福祉や介護に携わる専門職、人材が連携し、高齢者を取り巻く課題を共有し、多様な視点から解決策を検討することで、充実した介護サービスを提供できる東三河をめざします。

## **基本施策**

基本理念、基本目標の実現に向け、以下の７つの基本施策を掲げ、東三河一丸となって各施策に取り組んでいきます。

図表６－１　東三河広域連合第９期介護保険事業計画の体系

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **基本理念** | **基本目標** | **基本施策** |
| **いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現** | **基本目標１**  だれもが健康でいきいきと暮らせる東三河 | 1-1　介護予防活動の推進 |
| 1-2　自立支援活動の推進 |
| **基本目標２**  住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河 | 2-1　在宅医療・介護連携の推進 |
| 2-2　認知症施策の推進 |
| 2-3　家族介護者支援の推進 |
| **基本目標３**  充実した介護サービスを提供できる東三河 | 3-1　介護サービス提供体制の強化 |
| 3-2　介護人材の確保と定着の支援 |

## **取組目標**

保険者は、介護保険事業計画において、介護予防等に関する目標及び介護給付等に要する費用の適正化に関する目標を記載することが求められていることを踏まえ、以下のとおり取組目標を定めます。

図表６－２　東三河広域連合第９期介護保険事業計画の取組目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 目標指標 | 現状値 | 目標値 | | |
| R4年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| ①リハビリテーション専門職による介護予防活動等に対する支援の回数 | 99回 | 160回 | 165回 | 170回 |
| ②通いの場への高齢者の参加者数 | 15,889人 | 19,370人 | 20,610人 | 21,850人 |
| ③電子＠連絡帳累計登録患者数 | 6,569人 | 7,510人 | 8,290人 | 9,060人 |
| ④チームオレンジ設置数 | 1チーム | 19チーム | 25チーム | 30チーム |
| ⑤ケアプラン点検数 | 193件 | 210件 | 210件 | 210件 |

## **施設整備方針**

北部圏域（新城市・設楽町・東栄町・豊根村）の中では、新城市に定員18人のグループホーム（認知症対応型共同生活介護）１事業所を整備しますが、このほかの地域密着型サービス提供施設や介護保険施設の整備は行いません。

## **介護保険事業費**

第９期計画期間の介護保険サービスに要する費用は、計画の終了年度である令和８年度には約581億円まで増加し、３年間で約1,715億円の費用が必要となる見込みです。

図表６－３　東三河広域連合第９期介護保険サービス費の見込み　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 計 |
| ①介護給付費 | 52,281,090 | 53,428,676 | 54,171,920 | 159,881,686 |
| ②地域支援事業費 | 3,709,638 | 3,849,332 | 3,892,320 | 11,451,290 |
| ③保健福祉事業費 | 48,984 | 49,617 | 50,359 | 148,960 |
| ④介護保険サービス費総額 | 56,039,712 | 57,327,625 | 58,114,599 | 171,481,936 |

上記の介護給付費及び地域支援事業費に要する費用のうち、１割（一定以上所得者は２割、特に所得の高い者は３割）はサービスを利用した本人が負担し、残りの７～９割は介護保険から支払われます。

介護保険から支払う費用のうち、50％は国、愛知県、東三河広域連合が公費で支払い、残りの50％は65歳以上の第１号被保険者（東三河広域連合が介護保険料を徴収）と40歳以上64歳以下の第２号被保険者（医療保険料と一緒に徴収）が支払う介護保険料で負担します。

図表６－４　介護保険事業費の負担割合（居宅サービス給付費の場合）

## **介護保険料**

第９期事業計画期間の第１号被保険者の介護保険料は、以下のとおり算定します。

**【必要保険料基準月額】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第1号被保険者の保険料でまかなう費用総額 | | | | |  |  |
| （159,881,686千円[①介護給付費（３年間の総額）]  ＋ 11,451,290千円[②地域支援事業費（３年間の総額）]）  × 23％ ＋ 148,960千円[③保険福祉事業費（３年間の総額）]  ＋ 2,761,627千円［財政調整交付金相当額との差額］ | | | | |  |  |
|  | 必要保険料  基準月額 |
|  |  |  |  |  | **＝** |
|  |  |  |  |  | 5,495円 |
| 予定保険料収納率 | **×** | 補正被保険者数 | **×** |  |  |
| 99.2％ | 646,879人 | 12カ月 |  |  |

※財政調整交付金は、75歳以上の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。財政調整交付金が増減すると、連動して第１号被保険者の負担割合も増減します。なお、東三河広域連合では交付割合を平均3.35％と想定して算出しています。

※予定保険料収納率は、東三河８市町村の過去３年間の加重平均を設定しています。

※補正被保険者数は、基準額に対する保険料率を各所得段階の人口に掛け合わせたもので、年度ごとに補正被保険者数を算出した３年間の合計値です。

**【保険料基準月額】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 必要保険料  基準月額 | **－** | 介護給付費等準備基金  取り崩しによる抑制 | **＝** | 保険料基準月額 |
| 5,495円 | 565円 | 4,930円 |

※準備基金は、介護保険の健全かつ円滑な運用を図るために設置しているもので、準備基金に残高がある場合は、保険料の軽減財源として使うことができます。

所得段階別の介護保険料の設定にあたっては、低所得者層の負担軽減に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、所得段階区分の細分化を行っています。

①低所得者層の保険料率の軽減

第８期事業計画期間同様に、第２段階の保険料率を国標準の0.685から0.65、また第４段階の保険料率を国標準の0.90から0.85にすることで、低所得者層の負担を軽減します。

②課税層の多段階設定（第13段階の細分化）

国標準の段階と保険料率を適用すると、第８期事業計画と比較して保険料率が大きく上昇する段階が生じることから、国標準の第13段階を３段階に細分化して第14段階と第15段階を設け、段階ごとの保険料率が緩やかに上昇するよう設定します。国標準の第13段階の所得要件が「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方」と設定されており、東三河広域連合においては、第13段階の所得要件を「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方」とし、第14段階の所得要件を「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方」、第15段階の所得要件を「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方」とします。

**【保険料率の比較】**

**＜国基準＞**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 段階 | 第1 | 第2 | 第3 | 第4 | 第5 | 第6 | 第7 | 第8 | 第9 | 第10 | 第11 | 第12 | 第13 |
| 保険料率 | 0.455 | 0.685 | 0.69 | 0.90 | 1.00 | 1.20 | 1.30 | 1.50 | 1.70 | 1.90 | 2.10 | 2.30 | 2.40 |

**＜第９期＞**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 段階 | 第1 | 第2 | 第3 | 第4 | 第5 | 第6 | 第7 | 第8 | 第9 | 第10 | 第11 | 第12 | 第13 | 第14 | 第15 |
| 保険料率 | 0.455 | 0.65 | 0.69 | 0.85 | 1.00 | 1.20 | 1.30 | 1.50 | 1.70 | 1.80 | 1.90 | 1.95 | 2.00 | 2.20 | 2.40 |

**＜第８期＞**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 段階 | 第1 | 第2 | 第3 | 第4 | 第5 | 第6 | 第7 | 第8 | 第9 | 第10 | 第11 | 第12 |
| 保険料率 | 0.50 | 0.65 | 0.75 | 0.85 | 1.00 | 1.20 | 1.30 | 1.50 | 1.70 | 1.80 | 2.00 | 2.20 |

以上により、所得段階別の介護保険料を図表６－５のとおり設定します。

図表６－５　東三河広域連合第９期介護保険事業における所得段階別の介護保険料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 段階 | 対象者 | 保険料率 | 保険料年額 （保険料月額） |
| 第１ | ・生活保護を受けている方  ・老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方  ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方 | 基準額  ×0.455  ★0.285 | 26,917円  （2,243円）  ★16,860円  （1,405円） |
| 第２ | ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下の方 | 基準額  ×0.65  ★0.485 | 38,454円  （3,204円）  ★28,692円  （2,391円） |
| 第３ | ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方 | 基準額  ×0.69  ★0.685 | 40,820円  （3,401円）  ★40,524円  （3,377円） |
| 第４ | ・本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方 | 基準額  ×0.85 | 50,286円  （4,190円） |
| 第５ | ・本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超える方 | 基準額 | 59,160円  （4,930円） |
| 第６ | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額  ×1.20 | 70,992円  （5,916円） |
| 第７ | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額  ×1.30 | 76,908円  （6,409円） |
| 第８ | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額  ×1.50 | 88,740円  （7,395円） |
| 第９ | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額  ×1.70 | 100,572円  （8,381円） |
| 第10 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額  ×1.80 | 106,488円  （8,874円） |
| 第11 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額  ×1.90 | 112,404円  （9,367円） |
| 第12 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額  ×1.95 | 115,362円  （9,613円） |
| 第13 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方 | 基準額  ×2.00 | 118,320円  （9,860円） |
| 第14 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方 | 基準額  ×2.20 | 130,152円  （10,846円） |
| 第15 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方 | 基準額  ×2.40 | 141,984円  （11,832円） |

※各段階における保険料月額は、保険料年額を12で割った参考値（円未満の端数は切捨て）です。

※「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額（租税特別措置法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の額）を控除して得た額です。

※★印は、軽減後の保険料率、軽減後の保険料年額（軽減後の保険料月額）です。なお、保険料軽減分の財源は公費の投入により、国が２分の１、愛知県が４分の１、東三河広域連合が４分の１の割合で負担します。

# ２　計画策定の経過

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月 | 内　　　　　　　容 |
| 令和４年  ８月１～22日  令和５年  １月  11月  令和６年  １月  １月31日  ２月13日～２月26日  ２月29日 | *東三河広域連合*  *・高齢者ニーズ調査等　→　概要は12頁参照*  *東三河広域連合*  *・介護保険事業計画（中間報告）*  *東三河広域連合*  *・介護保険事業計画（中間報告）*  *東三河広域連合*  *・介護保険事業計画（最終案報告）*  第１回設楽町高齢者まちづくり会議  ・設楽町高齢者福祉計画（令和６年度～令和８年度）について  パブリックコメント  ・設楽町高齢者福祉計画（令和６年度～令和８年度）（案）に　ついて  第２回設楽町高齢者まちづくり会議  ・設楽町高齢者福祉計画（令和６年度～令和８年度）（案）の　パブリックコメントの実施結果について |

# ３　設楽町高齢者まちづくり会議

**(1)　設楽町高齢者まちづくり会議設置規則**

平成26年12月25日

規則第16号

（設置）

第１条　高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて日常生活が営むことができるよう、住民、介護、医療事業者及び行政が対等な立場でそれぞれの役割を担いながら協働して行う地域づくりを推進するため、設楽町高齢者まちづくり会議(以下「会議」という。)を設置する。

（所掌事務）

第２条　会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　高齢者福祉計画の策定及び進捗管理に関すること。

(2)　高齢者相談センターの設置及び運営に関すること。

(3)　地域包括ケアに関すること。

（会議の委員及び組織）

第３条　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1)　公募による者

(2)　学識経験者

(3)　介護医療関係者

(4)　各種団体関係者

２　会議は、委員16名以内で組織する。

３　委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第４条　会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　会長に事故あるときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、会長が招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

３　会議は、事前に住民へ開催を周知し、公開することとする。

（庶務）

第６条　会議の庶務は、町民課及びしたら保健福祉センターにおいて処理する。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月26日規則第３号）

（施行期日）

第１条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過規定）

第２条　第３条第３項の規定による改正後最初に委嘱される設楽町高齢者まちづくり会議の委員の任期は、平成31年１月１日から平成33年３月31日までとする。

**(2)** **設楽町高齢者まちづくり会議委員**

【委員数】13人

【任　期】令和３年４月１日～令和６年３月31日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | | 氏　名 |
| 1 | 会　長 | 公募による者（住民代表） | 後藤　義男 |
| 2 | 委　員 | 公募による者（住民代表） | 松井　直美 |
| 3 | 委　員 | 介護医療関係者（医療） | 伊藤　幸義 |
| 4 | 委　員 | 介護医療関係者（医療） | 伊藤　隆啓 |
| 5 | 委　員 | 介護医療関係者（医療） | 柏野　　進 |
| 6 | 委　員 | 介護医療関係者（医療） | 伊藤　和志 |
| 7 | 委　員 | 介護医療関係者（介護） | 三橋　俊高 |
| 8 | 委　員 | 介護医療関係者（介護） | 篠原　和子 |
| 9 | 委　員 | 介護医療関係者（介護） | 澤田みゆき |
| 10 | 委　員 | 介護医療関係者（介護） | 小野田哲也 |
| 11 | 委　員 | 介護医療関係者（介護） | 村松小依子 |
| 12 | 委　員 | 介護医療関係者（介護） | 今泉　浩俊 |
| 13 | 委　員 | 各種団体関係者（社協代表） | 山﨑　章生 |
|  | オブザーバー | 設楽町高齢者相談センター | 竹下　英昭 |
|  | オブザーバー | 設楽町生活支援コーディネーター | 高木えみ子 |
|  | オブザーバー | 設楽町権利擁護支援センター | 石原　秀子 |

※敬称略

**設楽町高齢者福祉計画　令和６年度～令和８年度**

|  |
| --- |
| 発行年月　　令和６年３月  発 行 者　　設楽町  　　　　　　〒441-2301  　　　　　　愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地  　　　　　　TEL　0536-62-0519  FAX 0536-62-1458  　　　　　　Email chomin@town.shitara.lg.jp |